

# 第3章 申請枠、対象経費について

申請枠の概要、補助金額、補助率、基本要件に加えた追加要件等は、以下の通りとなります。

## 3-1-1省力化（オーダーメイド）枠

人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援します。

※ デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（Sier）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。デジタル技術等を活用せず、単に機械装置等を導入する事業については、本事業の対象とはなりません。

項目	要件		
補助金額	従業員数5人以下：100万円～750万円 6～20人：100万円～1,500万円 21～50人：100万円～3,000万円 51～99人：100万円～5,000万円 100人以上：100万円～8,000万円		
補助率		補助金額が1,500万円まで	1,500万円を超える部分
	中小企業	1/2	1/3
	小規模企業者・小規模事業者 再生事業者※	2/3	1/3
	※ 本事業における再生事業者の定義は、別紙4の通りです。また基本要件未達の場合の返還要件の免除があります。		
基本要件に加えた追加要件	以下の全ての要件に該当するものであること。 (1) 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して労働生産性が2倍以上となる事業計画を策定すること ※ 労働生産性は「付加価値額（付加価値額の算出が困難な場合は生産量）/（労働人数×労働時間）」とする。完全自動化の場合は「（労働人数×労働時間）」を便宜的に「0.1」とする。 (2) 3～5年の事業計画期間内に、投資回収可能な事業計画を策定すること ※ 投資回収年数は「投資額/（削減工数×人件費単価）」とする。 (3) 外部Sierを活用する場合、3～5年の事業計画期間内における保守・メンテナンス契約を中小企業等とSier間で締結することとし、Sierは必要な保守・メンテナンス体制を整備すること ※事業終了後、実績報告時点で確認をします。 (4) 本事業に係る資金について金融機関（ファンド等を含む。）からの調達を予定している場合は、金融機関による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出いただく必要があります。金融機関は、事業所の所在地域にある必要はございませんので、任意の機関を選定してください。		

### 3-1-2大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

大幅な賃上げに取り組む事業者については、以下のとおり、従業員数に応じて補助上限額を引き上げます（ただし、各申請枠の補助金額の上限額に達しない場合、再生事業者、常勤従業員がいない場合は、活用不可）。

補助上限額の引き上げ額	従業員数5人以下 : 上限から最大250万円 6~20人 : 上限から最大500万円 21~50人 : 上限から最大1,000万円 51~99人 : 上限から最大1,500万円 100人以上 : 上限から最大2,000万円		
補助率		引き上げ後の補助金額 1,500万円まで	引き上げ後の補助金額 1,500万円を超える部分
	中小企業	1/2	1/3
	小規模企業者・小規模事業者	2/3	1/3
基本要件に加えた追加要件	以下の全ての要件に該当するものであること。 ※ 追加要件を満たさない場合、大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例を適用しない取扱いとなります。 (1) 事業計画期間において、基本要件である給与支給総額を年平均成長率1.5%以上増加させることに加え、更に年平均成長率4.5%以上（合計で年平均成長率6%以上）増加させること。 (2) 事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、地域別最低賃金+50円以上の水準とすることを満たしたうえで、さらに、事業場内最低賃金を毎年、年額+50円以上増額すること。 (3) 応募時に、上記（1）（2）の達成に向けた具体的かつ詳細な事業計画（大幅な賃上げに取り組むための事業計画）を提出すること。		
基本要件の返還要件に加えた追加の返還要件	(1) 給与支給総額の年平均成長率1.5%以上増加目標に加え、更に年平均成長率4.5%以上（合計で年平均成長率6%以上）の増加目標が達成できていない場合は、補助金交付金額から各申請枠の従業員規模ごとの補助上限額との差額分（上記補助上限引き上げ額）について補助金の返還を求めます。 (2) 補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金を申請時より毎年、地域別最低賃金+50円以上の水準とすることを満たしたうえで、さらに、事業場内最低賃金を毎年、年額+50円以上増額することが達成できていない場合は、補助金交付金額から各申請枠の従業員規模ごとの補助上限額との差額分（上記補助上限引き上げ額）について補助金の返還を求めます。 (3) 事業計画期間において、常時使用する従業員がいなくなった場合には、補助金交付金額から各申請枠の従業員規模ごとの補助上限額との差額分（上記補助上限引き上げ額）について補助金の返還を求めます。		

### 3-2-1補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。また、対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限ります。